

神戸市 計画相談支援に関するよくある質問集

令和6年12月
障害者支援課

(1) 計画作成（新規導入）－相談支援の対象とならないサービス

(問)

(例) 2月誕生日の児童が、3月中旬に医療型障害児入所施設に入所予定である。これまで障害児相談支援が入っていたが、入所に伴い終了となるという理解で良いか。

(答)

お見込みの通り、医療型障害児入所施設は成人のサービスにも障害児通所支援にも該当しないため、計画・障害児相談支援のいずれも対象外。

※なお、移動支援や地域活動支援センターのみの利用等についても、計画相談支援の対象とならない。

(2) 計画作成（更新）－計画案提出のタイミング①

(問)

グループホームと就 B を利用しており、3年ごとに支給決定をしている利用者について、1年ごとに計画案が必要となるか。

(答)

3年の支給期間が終わるとき（更新時）のみ、計画案の提出が必要となる（1年ごとの計画案の提出は不要）。

(3) 計画作成（更新）－計画案提出のタイミング②

(問)

サービス追加と更新について、月が連続する場合、別々に計画案を作成する必要があるか。（まとめて更新時に計画案を作成するだけで良いか。）

(答)

サービス追加、更新それぞれで支給決定が必要となるため、計画作成が必要となる。

(4) 計画作成（更新）－計画案提出のタイミング③

(問)

複数のサービスを利用する方で、支給期間の長いサービスに合わせて計画相談の支給決定を行っている場合、支給期間の短いサービスの更新に合わせて計画案の提出は必要か。

(答)

必要。更新の場合においても、サービスの支給決定の根拠として計画案が必要である。

なお、複数のサービス利用者については、支給期間の短いサービスに合わせて計画相談の支給期間を設定することが望ましい。

(支給期間が短いサービスの終期月にモニタリングを実施することが漏れないように、計画上のモニタリング終期月を短いサービスの終期に合わせることや、計画相談の支給決定期間を短いサービスに合わせるようにする必要がある。)

(5) 計画作成（事業所変更）－提出書類

(問)

サービス変更もなく、更新月でもない場合、相談支援事業所の変更は可能か。その場合、変更届や計画案の提出は必要か。

(答)

可能。なお、サービスなどの変更が無い場合は、変更届（様式 17 号の 1）の提出のみでよい。

(6) 計画作成（事業所変更）－請求

(問)

A 事業所が計画案を作成し、支給決定を行った後に諸事情により B 事業所が引き継ぐことになったが、本計画の作成から B 事業所が担うことで、B 事業所が報酬請求できるか。

(答)

相談支援給付費の算定要件は①アセスメント②計画案③支給決定④本計画のすべてを満たしていることとなっている。

B 事業所が本計画のみを作成すると、算定要件を満たしていないため、報酬請求が

できない。

(A 事業所が請求する場合) A 事業所において本計画の作成まで行う。

(B 事業所が請求する場合) 事業所変更を行い、B 事業所が計画案と本計画を作成する。

(7) 計画作成 (本人同意) - 本人同意が得られない場合

(問)

本計画を提出するにあたって、転居や死亡等で利用者からサインが得られなかった場合、区への提出やサービス報酬の請求が可能か。

(答)

計画相談は利用者との合意のもと成り立つので、サインがない場合は提出できない。

また、サービス利用支援費の算定要件に「利用者又は障害児の保護者の文書による同意」が含まれていることから、押印等がない場合は算定要件を満たしておらず、請求することはできない。

(8) 計画作成 (請求) - 更新に伴う請求ルール

(問)

地域移行と計画相談を利用している利用者について、地域移行の支給期間が2月末までのため、3/1～更新対象であるが、2月途中でGHに入居することになった。それに伴い、2月途中から計画変更となる。

① 通常であれば2月中に変更・更新の二つの計画作成が必要であるが、請求はひと月分しかできないのか。

② 更新の計画作成を3/1付けとして、3月分として請求することは可能か。

(答)

① 緊急の事由であっても、同月中に複数回の計画を作成・提出した場合は、ひと月分しか請求できない。

② 更新対象者の場合、基本的には更新月(2月)中の計画作成が必要となるため、故意に請求を遅らせることは想定していない。

(9) 計画作成（請求）－モニタリング月以外の計画作成

(問)

モニタリング月以外の月にサービス追加に伴う計画作成を行ったが、サービス利用支援費の請求は可能か。

(答)

更新月やモニタリング月以外であっても、支給量やサービスを変更する場合はサービス利用支援費が算定できる。

(10) 計画作成（請求）－障害児相談支援から計画相談に切り替わる際の請求

(問)

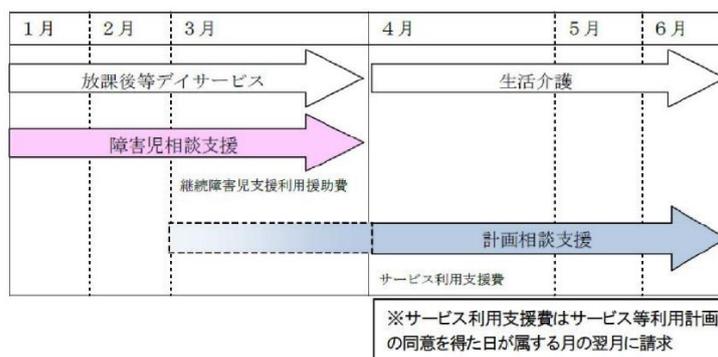
障害児通所支援から障害福祉サービス等に利用するサービス等が切り替わる際に、障害児相談支援の支給期間の終期月に指定障害児相談支援事業者がモニタリングを行い、同一の月に、指定特定相談支援事業者が計画相談支援対象障害者に対してサービス利用支援を行った場合、指定障害児相談支援事業者が継続障害児支援利用援助費を、指定特定相談支援事業者がサービス利用支援費をそれぞれ算定することは可能か。

(答)

障害児相談支援におけるモニタリングについては請求が可能であるが、同一月に指定特定相談支援事業者がサービス利用支援を行った場合、計画相談におけるサービス利用支援費を算定することはできない。

したがって、サービス等利用計画を作成し、利用者から文書による同意を得る日を、障害児相談支援の支給期間の終期月の翌月に属する日とすること。

なお、この取扱いについては、指定障害児相談支援事業者から指定特定相談業者へケースを引き継ぐ場合も、指定障害児相談支援事業者と指定特定相談支援事業者の両方の指定を受けている事業者が引き続きケースを受け持つ場合も同じである。



(11) モニタリング（請求）－モニタリング実施日がずれた場合

（問）

1月にモニタリング実施予定だった利用者について、2月に実施がずれこんでしまった。

また、当該モニタリングとは別に、当初から3月1日よりサービス支給量の変更とそれに伴う計画作成を予定しており、2月に作成を行った。

2月に実施したモニタリングと計画作成について、別個のものとして請求してよいか。

（答）

3月1日の支給量変更を見据えたモニタリングであれば、計画変更の手続きの一環と考えられるため、計画とモニタリングの同月請求はできない。

(12) モニタリング（請求）－事業所変更に伴うモニタリング

（問）

当初利用していた相談支援事業所が倒産し、一定期間空いて新事業所が見つかった（空白期間はセルフプランとしている）。

旧事業所の計画を引き継ぐ場合、セルフプランの期間を挟んでいても、新事業所は旧事業所の計画に基づいてモニタリングを実施してもよいか。

（答）

空白期間が存在していても、新事業所は旧事業所の計画に基づいてモニタリングを実施してもよい。

(13) モニタリング（実施月）－サービス提供終了月後の最終モニタリング

（問）

地域移行と計画相談を、いずれも～R4.12の支給決定のうえ利用していたが、R4.10に一人暮らしを開始したため、地域移行サービスがR4.10末で終了したケースについて、R4.12に終期月モニタリングを実施してよいか（サービス提供終了時期より後の終期月モニタリングは認められるか。）なお、いずれも支給決定は取消処理をしていない。

（答）

サービスの利用見込みがなくなった場合は、サービスの支給決定を取り消し、最終

月にモニタリングを実施することとなるが、上記のように、契約を終了していてもサービスの支給期間が残っている場合、終期月にモニタリングを実施すること。

(14) モニタリング（実施月）－児童発達支援終了に伴うモニタリング月の設定

(問)

障害児相談支援（児童発達支援事業所）と計画相談（居宅）を同時に利用しているケース。

- ・ R5. 4 より小学生になるため、児発は～R5. 3 で支給決定
⇒モニタリングは R5. 3、R4. 12、R4. 9。
- ・ 居宅サービスは誕生日月に併せて～R5. 8 で支給決定
⇒モニタリングは R5. 8、R5. 5、R5. 2、R4. 11。
モニタリング実施月はどちらに合わせればよいのか。

(答)

いずれのサービスにおいても、終期月のモニタリングは必須。
～R5. 3 は児発の終期に合わせ、R5. 4 以降は居宅の終期に合わせてモニタリング期間の変更が必要となる。
質問のケースの場合、モニタリング月は～R4. 9、R4. 12、R5. 3、R5. 5、R5. 8 となる。

(15) 加算（初回加算）－他都市でサービス利用があった場合

(問)

他都市にて計画相談を利用していた方が、3か月後に神戸市で初めて計画案を作成した場合、初回加算の対象となるか。

(答)

他都市か市内かを問わず、新たな計画策定から遡って6か月以内に他事業所による計画相談の利用があれば初回加算の対象外。

(16) 加算（初回加算）－初回加算の対象

(問)

R5. 12 から計画相談利用の障害者について、R5. 10 に契約後に調整を行ったが、通常の初回加算に加えて、調整月に対する初回加算についても対象となるか。

(答)

対象外。契約後3か月超過したのちに計画案を提出するまでの間に行った調整が対象となるので、通常の初回加算のみ対象となる。

例えば、R5.10.1に契約を行った場合は、R6.1.2以降に月2回以上の訪問面談を行った場合、3月を上限に調整月に対する初回加算の対象となる。

(17) 加算（集中支援加算）－加算対象月

(問)

計画作成あるいはモニタリング実施月と同月に緊急でサービス担当者会議に参加した場合、集中支援加算の対象となるか。なお、実施日はいずれも別日である。

(答)

対象外。集中支援加算の対象となるのは計画作成・モニタリング実施月と別月に活動した場合であるため。

なお、モニタリングと同時にサービス担当者会議を開催した場合は「サービス担当者会議実施加算」の対象となる。

(18) 加算（集中支援加算）－サービス担当者会議の実施

(問)

2～3ヶ月に1回、サービス担当者会議を開催している方について、モニタリングや更新がない月に、急遽2回会議を開催したが、2回とも算定することはできるか。

(答)

訪問（月2回以上）・会議開催・会議参加による請求について、それぞれ月1回を限度としているため、状況によって算定の方法が異なる。

- ① 2回とも会議開催であれば、1回分のみ算定できる。
- ② 1回目が会議開催、2回目が会議参加であれば、2回とも算定できる。

※上記の例であれば、①に当てはまるため、1回分のみ算定できる。

(19) 加算（集中支援加算）－状況聞き取り場所

(問)

本人の希望で、本人の居宅等以外の場で状況の聞き取りやサービス利用に関する助言を行ったが、集中支援加算の対象となるか。

(答)

対象外。加算対象となるのは、モニタリングと同様、本人の居宅等を訪問して状況の把握を行った場合のみ。

※なお、R6年度報酬改定により、月2回の訪問のうち1回はテレビ電話等での状況聞き取りも加算対象となる。

(20) 加算（その他）－サービス提供時モニタリング加算

(問)

障害者の利用する精神科のデイケアを訪問し、記録を作成した。サービス提供時モニタリング加算の対象となるか。

(答)

デイケアは、「障害福祉サービス等」に含まれないため、対象外。

なお、職員との連携の上、計画案の作成を行った場合は、「医療・保育・教育連携加算」の対象となる。

(21) 加算（その他）－居宅介護支援事業所連携加算

(問)

居宅介護支援事業所等連携加算の連携先にヘルパー事業所は該当するか。

(答)

連携先として想定されているのは、指定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業所となるため、ヘルパー事業所は該当しない。

(22) 加算（その他）－主任相談支援専門員配置加算

(問)

主任相談支援専門員配置加算（I）の算定要件である、「地域の相談支援の中核的な役割を担う指定特定相談支援事業所」とはどのような事業所を指すのか。

(答)

「地域の相談支援の中核的な役割をになう事業所」には、他の事業所等に対して指導及び助言を行う体制が整備されていることが求められる。

なお、「指導および助言を実施している場合」とは、以下の要件をすべて満たす体制を整えている場合を指す。

- ①利用者に関する情報またはサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催
- ②新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の実施
- ③当該相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対して、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など、サービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が行う指導・助言
- ④基幹相談支援センターが実施する地域の相談事業者の人材育成や支援の質の向上のための取り組みの支援等を基幹相談支援センターの職員と共同で実施していること。

(23) 加算（その他）－各種体制加算

(問)

行動障害支援体制加算など、各種体制加算における、対象の障害者を「現に」支援しているとはどのような状況を指すのか。

(答)

「現に指定計画相談を行っている」とは、前6か月に、対象障害児者に対して計画相談支援を行っていることを指す。

(24) 加算（その他）－精神障害者支援体制加算

(問)

精神障害者支援体制加算における、「保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されていること」とは、どのような状況を指すのか。

(答)

保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されていることとは、少なくとも1年に1回以上、研修を修了した相談支援専門員と保健師、看護師又は精神保健福祉士との間で面談又は会議を行い、精神障害者に対する支援に関して検討を行っていることとする。